

下記の項目にご同意の上、お申し込みください。

事前同意書

1. 補助金交付対象者は以下の通りです。
 - (1) 補助申込を行う年度の前年度に、申込者が居住する市内の住宅に設備を設置し、又は申込者が居住するために市内に設備付きの住宅を購入した方。
 - (2) 申込者を含み、同一世帯全員が市税を滞納していない方。
 - (3) 申込者を含む同居する世帯員は過去に当該補助金の交付を受けたことがない方。
 - (4) ZEH の場合のみ：県内に本店を置く中小建築業者等(注 1)が施工した住宅を購入された方。(注 1) 資本の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人をいいます。
2. 事前申込が多数である場合には、当該補助金の交付申請を行うことができる者を抽選により選出し決定します。
3. 抽選および当選者の決定は以下の通り行います。
 - (1) 抽選を行う際は、第三者立会のもと、担当課が選出した代理人による抽選会を実施いたします。
 - (2) 申込順に割り振られた受付番号を抽選番号とし、抽選番号順のくじ引きにより当選者を決定します。
 - (3) 当選者とならなかった方については、順位を定めて補欠当選者とします。
 - (4) 当選者が辞退、申請書類の不備等の理由により交付申請期間内に申請を行わなかった場合には、その当選は無効となり、補欠当選者のうち順位が最も上位の方から順に繰り上げて当選者とします。
 - (5) 当選者が申請の要件を満たさないと判明した場合には、その当選を取り消し、補欠当選者のうち順位が最も上位の方から順に繰り上げて当選者とします。
 - (6) 当選（補欠当選）の通知、当選決定の取消の通知及び繰り上げ当選の通知は、メールにて行います。
4. 当選後は改めて交付申請が必要で、審査を経て、補助金交付決定とします。
5. 以下の書類は「受領書等送付先メールアドレス」に送付します。
 - (1) 事前申込書受領書
 - (2) 当選決定通知書、補欠当選決定通知書
 - (3) 繰り上げ当選通知書兼本申請案内

(その他)

受付処理完了後、受付番号が記入された受領書をお送りします。

抽選を行う場合は HP に掲載するとともに、メールにてご連絡させていただきます。

また、抽選を行わない場合は全員に交付申請のお手続きのご案内をお送りします。